

## 令和4年由仁町議会第2回定例会 第1号

令和4年6月15日（水）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - 1、会務報告
  - 2、例月出納検査報告
  - 3、令和3年度由仁町一般会計繰越明許費繰越計算書報告
  - 4、令和3年度由仁町水道事業会計予算繰越計算書報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第 1号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第 2号 令和4年度由仁町一般会計補正予算について
- 8 議案第 3号 令和4年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 9 議案第 4号 令和4年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 10 議案第 5号 令和4年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 11 議案第 6号 令和4年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 12 議案第 7号 令和4年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 13 議案第 8号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 14 議案第 9号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について
- 15 議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
- 16 議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 17 会議案第1号 議員派遣について
- 18 会議案第2号 由仁町議会の議員定数に関する審査特別委員会の設置について
- 19 意見書案 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
  - 第1号
- 20 意見書案 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成
  - 第2号を図る意見書について
- 21 議会運営委員会の閉会中の審査について

### ○出席議員（10名）

議長	10番	熊 林 和 男 君	副議長	9番	後 藤 篤 人 君
	1番	大 畠 敏 弘 君		2番	羽 賀 直 文 君
	3番	早 坂 寿 博 君		4番	加 藤 重 夫 君
	5番	浮 田 孝 雄 君		6番	佐 藤 英 司 君

7番 平 中 利 昌 君

8番 大 竹 登 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	河	合	高	弘
地	域	活	青	山	裕	志
住	民	課	中	道	康	彦
産	業	振	関	澤	和	之
保	健	福	野	島		健
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	山	影	寿	幸
町	立	診	桐	越	佳	世
教	育	課	大	塚	郁	代
農	業	委	青	木	祐	次
員	会	事				君
務	務	局				君
長						君

○出席事務局職員

局		長	泉	陵	平	君
主		査	濱	道	義	継
主		事	清	水	香	葉

◎開会 午前 9時32分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、令和4年由仁町議会第2回定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 浮田君、6番 佐藤君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長

○3番（早坂寿博君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告します。

本委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、6月13日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件等として、報告事項として諸般の報告及び行政報告、町長提出案件として条例の一部改正案1件、令和4年度各会計補正予算案6件、一部事務組合規約の変更案3件、人事案1件の計11件であります。議会提出案件として議案2件、意見書案2件、議会運営委員会の閉会中の審査の申出1件の計5件であります。

続いて、議事運営の取扱いにつきましては、議案第1号から第7号、第11号、会議案第1号、第2号、意見書案第1号、2号については単独上程といたします。議案第8号から第10号の一部事務組合規約改正案については一括上程とします。一般質問については15日に行うこととします。

本会議及び議事の日程は、付議事件全般について審議した結果、1日目の15日に日程第1から日程第21まで行うこととし、今定例会の会期については6月15日1日限りとする事で意見の一致を見たところです。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

（何事か言う声あり）

○3番（早坂寿博君） すみません。訂正いたします。

議会提出案件として、私が議会案と申しましたが、会議案の間違いです。すみません。訂正いたします。

○議長（熊林和男君） 委員長に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおりを決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時37分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和3年4月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、3の令和3年度由仁町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告をいたします。町長から令和3年度由仁町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、4の令和3年度由仁町水道事業会計予算繰越計算書の報告をいたします。町長から令和3年度由仁町水道事業会計予算繰越計算書の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（熊林和男君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告があります。

町長

○町長（松村 諭君） 令和4年第1回定例会以降の行政事務についてご報告をいたします。

第1点目は、町内のバス路線についてであります。現在、町内の民間バス路線は中央バスと夕鉄バスにより3路線が運行されておりますが、どちらの会社におきましても従来からの傾向として見られた利用者の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による外出及び移動の自粛に伴う利用者の激減などもあり、経費節減や人員整理などの企業努力をもってしても路線維持が大変厳しい状況であるとの報告を受けておりました。このような状況の中、中央バス及び夕鉄バスからそれぞれ現状の路線の見直しについて申入れがありましたので、その内容及びこれまでの経緯について申し上げます。

初めは、中央バス岩見沢三川線の由仁・三川間の廃止についてであります。中央バス岩見沢三川線は、以前からその採算性が問題となっており、当町におきましても平成23年度から同じ中央バス路線の岩見沢長沼線と併せて財政支援を行ってきたところであります。この間、当初は決算額で27万1,000円であった当町の負担額は年々増え続け、本年度の予算計上額は528万6,000円と20倍近くまで膨れ上がりました。このような状況の中、昨年8月13日に中央バスから南空知を運行するバス路線の関係市町に対して今後のバス路線の在り方について協議の申出があり、これを受けて当町、岩見沢市、栗山町の1市2町で岩見沢三川線の路線維持、減便、廃止などについて慎重に協議を重ねてきたところであります。その結果、昨年の乗降者数調査における由仁・三川間各便の1便当たりの乗車人員は3日間平均の最大で2.6人、乗客が全くいない便も多くあり、恒常的に利用者が極端に少ないこの区間については廃止もやむを得ないものとの結論に至り、1市2町で廃止に同意したものであります。車を持たない方などにとりましては、貴重な交通手段を失うことになり、非常に残念な思いであります。

次は、夕鉄バス札幌急行線に係る自治体負担についてであります。夕鉄バスにおきましては、これまで赤字分を夕鉄バス自身が貸切りバス事業での穴埋めを行うなどの自社努力で沿線自治体に負担を求めることなく運営を続けてきたところであります。しかし、社会情勢の変化から貸切りバス事業の運営が大変厳しい状況となったものであります。昨年8月10日に夕鉄バスから関係バス路線の沿線自治体であります札幌市、江別市、北広島市、夕張市、栗山町、長沼町、南幌町、由仁町の4市4町と北海道、北海道運輸局に対して会社の企業努力だけでは運行が困難となったので、運行維持のための支援の要請がありました。当町に関係する路線は、夕張・新さっぽろ駅のこの区間でありまして、道都札幌への通勤、通学、買物など唯一で、かつ必要不可欠な路線であると判断し、関係市町とともに協議を重ね、夕鉄バスとの協定を締結したところであります。協定の内容は、令和4年度及び令和5年度の財政支援について、江別市、夕張市、栗山町、南幌町で協調補助するというものであります。令和6年度以降につきましては、国の補助が受けられなくなり、市町の負担金額も大幅な増加が見込まれるため、継続的な協議を今後も続けていく予定であります。

なお、これまでの協議の間に長沼町が離脱したことによりまして、本年4月1日から全ての夕鉄バス路線において長沼町内のバス停では新さっぽろ方面行きは降車のみ、新さっぽろ方面からは乗車のみ片クローズ方式となったところであります。今後もさらに厳しさを増すことが予想される公共交通環境であります。町民の足を確保すべく、交通事業者や関係機関との協議、検討を進めてまいります。

第2点目は、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。本年5月25日から全国的に開始されました新型コロナウイルスワクチンの4回目の接種につきましては、3回目の接種を完了した日から5か月以上経過した60歳以上の方と18歳から59歳までの基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方を対象に接種が始まったところであります。当町におきましては、60歳以上の医療従事者や高齢者施設の入所者、従事者は今月下旬から接種を開始し、一般の町民を対象にした集団接種は7月上旬から開始する予定であります。この接種を混乱することなく円滑に進める目的から、60歳以上の対象者にワクチン接種の意向確認調査を行い、その調査結果を踏まえながら、これまでと同様に接種日時と会場を指定して接種券を郵送する予定としております。また、18歳から59歳までの基礎疾患を有する方などは、市町村において対象者の選定に必要な病歴等の個人情報入手できる仕組みになっていないことから、希望する方には個別に申込みをいただき、接種日時と会場を指定して接種券を郵送する予定としております。

次に、これまでのワクチンの接種状況であります。3回目となる追加接種を1月12日から医療従事者や高齢者施設の入所者、従事者への先行接種を開始したところであり、その後2月5日からは高齢者をはじめとする12歳以上の集団接種を実施し、3回目の追加接種を3,899人、85.6%、これは1月1日現在の総人口に対する比率で置き換えますと80%の方が接種を終えたところであります。さらに、5歳から11歳までの小児に対する接種につきましては、1月21日に小児用ワクチンの薬事承認がされて以降、対象となる子供と保護者の意向を確認しながら、3月14日から町内の医療機関において接種を開始し、1回目の接種を101人、44.9%の方、2回目の接種を99人、44%の方が終えたところであります。いずれの接種につきましてもワクチンの供給状況を確認しながら、これまでと同様に希望する皆さんが確実に接種することができるよう、しっかりと準備を行い、適切に対応してまいります。

3点目は、町内のイベント等の開催予定についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、昨年予定されていた町内における各種行事やイベントの中止などが余儀なくされ、大変残念なところであります。本年につきましては、感染拡大防止のため、引き続き各機関、団体の総会などや書面会議の形式等で行われているところではあります。国において感染防止対策が緩和されたことを受けまして、各種行事やイベントが実施されてきております。現在におきましては、今後のイベント等の開催予定についてお知らせをいたします。初めに、町の関係機関の行事といたしまして南空知消防組合設立50周年記念消防演習は7月3日に栗山町で、にじいろこども園の運動会は6月25日に、三川保育園の運動会は7月1日と2日の2日間にかけてそれぞれ開催の予定となっております。

ます。また、委託事業でありますげんき塾やわくわく講座などの子育て支援事業につきましては例年どおりで実施されており、福祉のつどいにつきましては9月の開催に向けて準備が進められております。次に、町が後援や共催をしているイベントとして、当町の夏の風物詩であります由仁町夏まつりは、実行委員会におきまして感染対策を講じた中で7月31日に開催に向け、準備が進められているところであります。その他のイベントにつきましては、各実行委員会において現在のところ検討中となっております。なお、教育関係につきましては教育長から報告をさせていただきます。

第4点目は、主な工事の進捗状況についてであります。初めに、建築事業の由仁町公営住宅中央団地建設工事は5月18日に着工し、現在基礎工事の作業中で進捗率は5%、来年2月10日に完成の予定となっております。次に、土木事業の三川中央通り線道路改築工事は5月25日に着工し、現在工事の準備中で本年10月11日に完成の予定となっております。次に、水道事業の本年度へ繰り越したヤリキレナイ川改修支障水道管布設替工事は、5月30日に完成したところであります。

行政報告は、以上4点でございます。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 9時53分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（田中宣行君） 令和4年第1回定例会以降の教育行政諸般について2点ご報告をいたします。

第1点目は、町内小中学校の状況についてであります。初めに、本年5月1日現在の小中学校の学級数及び児童生徒数についてであります。由仁小学校は特別支援学級5学級を含めて12学級196名、由仁中学校は特別支援学級5学級を含めて8学級85名となっております。小中学校全体では20学級281名となり、昨年度と比較しますと児童生徒数は2名の減、学級数は特別支援学級の増により2学級増となっております。

次に、小中学校の教職員数についてであります。校長、教頭は4名、教諭32名、養護教諭2名、栄養教諭1名、事務職員2名のほか、中学校の美術科における南幌中学校との兼務教諭1名の計42名で、昨年度より3名多い教職員配置となっております。このほか道から派遣を受けている非常勤のスクールカウンセラーが1名、スクールサポートスタッフ1名、学習指導員1名、町単費でALTが2名、介助員1名、事務補2名、特別支援教育支援員5名、公務補3名の計16名の職員がそれぞれ勤務しております。

第2点目は、新型コロナウイルス感染症に伴う教育関係行事についてであります。初めに、学校行事についてであります。3月の卒業式、4月の入学式は出席者の限定や時間



の短縮により挙行をいたしました。また、昨年緊急事態宣言措置で日程を延期した運動会や体育大会については、予定どおり6月上旬に実施したところでございます。なお、由仁中学校の修学旅行については例年5月に行っておりましたが、9月に行う計画とし、由仁小学校の修学旅行は例年どおり6月に予定しているところであります。

次に、社会教育関係行事では、3年ぶりに高齢者大学ユニカレッジの入学式・開講式を4月に行い、7月の全町自治区対抗ソフトボール大会についても開催に向け、準備を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前 9時57分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第5 一般質問

○議長（熊林和男君） 日程第5、一般質問を行います。  
一般質問においては、2名の議員から通告されております。  
順次発言を許します。  
最初の質問者、加藤君の発言を許します。

加藤君

○4番（加藤重夫君） ヤングケアラーについて町長にお伺いします。

大人に代わって家事や家族の世話をする18歳以下のヤングケアラーが社会問題化しています。厚生労働省の調査によりますと、ヤングケアラーは小学校6年生の6.5%、15人に1人、中学生の5.7%、17人に1人、高校生の4.1%、24人に1人いるとされており、学校生活や健康状態にも影響があるとのこと。問題が表面化しないケースも多く、実態はつかみ切れていないようですが、支援を必要とする家庭は多い可能性があり、また子供たちの変化やSOSに気づくためには学校現場と行政の連携が重要だと考えますが、当町ではどのようなになっているのか町長にお伺いします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 加藤議員のヤングケアラーについて、ご質問にお答えをいたします。

近年、日本でも老老介護の問題のほかに未成年者による、いわゆる若い世代が祖父母や両親など家族の介護を担うケースが増えていると、そんな報道がなされております。法律上の定義はありませんが、本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に

行い、子供自身の権利が侵害されている18歳未満の子供をヤングケアラーと位置づけられているところでもあります。

ヤングケアラーの具体例は多岐にわたりますが、子供自身が家庭の問題として自分自身の置かれている状況が当たり前と感じ、さらには長期間にわたる過度な負担によって心身に不調を来し、遅刻や欠席の増加などで進学や就職を断念するなど子供の将来を左右してしまう、そんな深刻な社会問題であります。

当町におきましては、これまでヤングケアラーに該当するような児童生徒に関する情報はありますが、国では特設ホームページの作成や専用相談窓口の設置などのサポート対策に取り組み、昨年3月17日には厚生労働省、文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームを立ち上げ、相談窓口を増設するなどの対策案をまとめたところでもあります。さらに、厚生労働省は令和2年度から文部科学省と連携し、小学校6年生と中学校2年生、全日制高校2年生と大学3年生を対象に実態調査を行ったところ、その結果につきましては議員ご質問のとおりであります。世話をする小学校6年生の半数以上が特にきつさは感じていない、あるいは家族の世話による制約は特にないと回答するなど支援の必要性を自覚していない児童も一定程度いるということがこの調査によって明らかになったところでもあります。

議員ご指摘のとおり、ヤングケアラーの孤独、孤立を防ぎ、ヤングケアラーたちの学習や成長する機会を確保し、将来を閉ざさないためにも社会的な支援が必要であり、子供たちの介護負担とSOSに気づくことが大切であると考えております。当町におきましては、既に小中学校の学校現場と連携して、学校生活において遅刻や欠席など学校の関係者が児童生徒に異変を感じた際は、地域の民生児童委員や主任児童委員の協力も得ながら家庭状況を調査するなどの対応を行っているところでもあります。今後は、この連携をさらに強化して未来を担う子供たちが安心して学校生活を送れるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（熊林和男君） 加藤君

○4番（加藤重夫君） 町長の答弁に、当町のヤングケアラーはいないということがございますけれども、ある大学の教授の話なんかですと、自分がヤングケアラーだということが分からない方とか、また相談窓口や連絡場所が全く分からないという方が多くて、7割以上の方が相談していないということをおっしゃっております。

私が調べた中では、群馬県と兵庫県がヤングケアラーの取組が何か先行しているように思います。近くですと、隣の岩見沢市が昨年7月に小学校、中学校と岩見沢緑陵高校で行った調査があります。その調査の結果、17件の報告があったと今年の3月に説明しております。岩見沢市は、ヤングケアラーの把握には学校現場など大人が理解する必要があり、教員と保育士などの研修を行う予定だということがございます。

また、ある報道機関は北教祖の協力を得て小学校の教師に調査アンケートを実施していただきました。その中で236人から回答されまして、ヤングケアラーがいるというのが11.8%だったそうです。世話をする家族の内訳なのですけれども、これは兄弟というのが最

も多くて71%で、次が母親というのが19.8%だったそうです。その内容というか、内訳と申しますけれども、食事の準備だとか洗濯、あと送迎、入浴、トイレの介助だったそうでございます。

今年の4月から北海道では、ヤングケアラーを支援する条例を施行しております。ケアマネジャー、児童相談所、地域包括支援センター、自治体、生活保護担当、学校など、それぞれの機関が連携できる仕組みづくりが必要だということを話している専門家がおります。その連携の仕組みづくりについて、もう一度町長にお伺いして私の質問は終わりたいと思いますから、再答弁よろしくお願ひします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 加藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ヤングケアラーのサポートに必要なことは、周囲の大人たちが家庭内のこの問題にいち早く気がつくことでありまして、過度な家族のケアを行う状況を改善させることが必要であると私は考えているところであります。その考えは間違っているというふうに言われるかもしれませんが、若い児童生徒たちがケアに従事するという、その始まりはもしかしたらお手伝いの延長線上にあるのではないかなど、そう考えているところでもあります。

ただいま議員からご説明のありました岩見沢市で実施した調査や北教祖の協力を得て実施した小学校教師に対する調査アンケートのとおり、食事の準備や清掃、洗濯、兄弟の世話や送迎などの割合も多く、家族へのお手伝いの一部として認識されてしまうことも多いことから、自分がヤングケアラーであるとのそんな認識は薄く、児童生徒に対するアンケートのみだけでは実態は把握することは大変難しいのではないかと思います。議員ご指摘のとおり、実態の把握には学級担任や養護教諭など学校関係者の気づきと協力が必要不可欠であります。

ご指摘のとおり、対象者が介護認定を受けた祖父母をはじめ、精神疾患の家族や母親の妊娠による兄弟の世話など多岐にわたることなどから、関係分野の連携は、これはもう必須であります。当町におきましては、この問題に特化した新たな体制を構築しなくても地域包括支援センターを中心に児童や保健、教育の各分野と連携し、情報を共有することで連絡体制が網羅されております。ヤングケアラーに対する支援も可能であると認識しているところであります。今後におきましても教育委員会や小中学校ともさらに連携を進め、児童生徒に関わる様々な諸問題について全庁的に対応できるような支援体制の充実、強化に努めてまいりたいと考えております。

歴史的経過をお話をさせていただきますと、特にこの問題に限らず福祉の分野では、その内容ごと、対象者ごとに対策会議を設ける、組織を構築するということが盛んに行われてきたところでありますが、当町におきましてはそれらを全て網羅する元気づくり会議というものを介護保険がスタートするときに構築いたしまして、これはもう全庁的な組織でありまして、その会議、これが地域包括支援センターを中心にして、この問題に限らず様々な問題に対応できるような、そういった体制を構築しておりますので、このヤングケアラーに特化した組織は今のところ構築するという考えはございませんが、対策に向けてし

っかりと進めていきたいと考えております。

○議長（熊林和男君） 加藤君

○4番（加藤重夫君） 小さな体で重い負担を背負い、孤立する子供もいるそうです。政府も支援の強化に乗り出しております。今年度から3年間、集中取り組み期間と定めて予算化もしております。また、町長の答弁にありましたように厚生労働省と文部科学省の共同のプロジェクトチームが発足されまして、ヤングケアラーの早期発見、把握、広報、啓発活動などの支援策も盛り込まれております。社会的認知度を高め、早期発見や自治体の訪問事業などを後押ししていくようでございます。ヤングケアラーの課題は切実で、国との支援策など速やかな適切な対応の支援を願ひまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次の質問者、後藤君の発言を許します。

後藤君

○9番（後藤篤人君） 私は、教育長に小学校児童の通学路についての質問をいたしたいと思ひます。

交通量の多い国道234号線の歩道を利用して通学している小学生が年々多くなっているのではないかと感じます。特に冬場は国道の除雪も完全とは言えず、小学校の児童が通学する姿には危うさを感じております。通学路とするためには、今一層の安全対策が必要と考えますが、教育長の見解を伺ひます。

○議長（熊林和男君） 教育長

○教育長（田中宣行君） 後藤議員のご質問にお答えをいたします。

児童生徒が安全に安心して通学できるよう、交通安全対策を推進していくことは極めて重要なことであると認識しております。現在の通学路であります、中学校及び小学校ともに校舎の移転に伴って新たな通学路を指定したものであります。これまでの間、平成25年に当時全国で登下校中の児童が死傷する交通事故が相次いで発生したことから、文部科学省からの通知により児童生徒の交通安全対策強化が求められ、教育委員会では危険箇所の調査を行うとともに、平成27年に国・道の道路管理者や警察をはじめとした関係機関との連携により由仁町通学路交通安全プログラムを策定し、危険箇所の点検作業を実施しております。

ご質問にあります国道234号線は、道道札幌夕張線との交差点が通学路交通安全プログラムの策定前から要対策箇所として位置づけられておりましたが、北海道開発局への要

望を重ねた結果、交差点には防護柵が設置され、改善策が講じられているところであります。また、昨年6月には千葉県において児童が死亡する事故が発生したことから、当町においても通学路における緊急点検を同年7月に栗山警察署や小中学校、町教育委員会が合同で行いました。この点検では、国道234号線の古川地区において今後改善の見通しが立たないと判断した箇所につきましては、より安全な町道に通学路の変更を行ったところであります。通学路については、横断歩道や信号機が設置されているかなどの視点から、より安全な経路を指定しているところであり、議員ご指摘の交通量の多い国道234号線をはじめ、道道、町道を含め、特に冬季の対策としては歩道の除雪や交差点の排雪を道路管理者へ依頼し、通学に必要な安全対策を進めてまいります。また、交通ルールを守ることが学校と家庭で協力しながら指導していくことが重要であると考えており、子供たちが交通ルールを遵守できるよう、学校や家庭と連携しながら今後も交通安全教室などを通じて児童生徒への指導に努めてまいります。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○9番（後藤篤人君） 今の教育長の答弁は、教育委員会としては非常に立派な答弁ではなかったかというふうに考えております。

実は、この質問をするに当たりまして、今年の雪のあるときに、うちの区長さんが自宅の除雪をしているときに、朝子供が歩道を歩いて学校へ向かうと。そして、その姿を見て、後藤さん、あれ非常に危ないぞと。子供ですから、ゆっくり気をつけて歩くところもあるでしょうけれども、友達同士で走りながら通学している姿を見て区長さんも非常に危ないというふうに感じたのではないかなと。それ以来、私も朝通るたびに小学生の姿を見ておりましたが、これはあまり安全ではないなというふうに感じました。

実は、この質問、今こんなことを言ったら、ちょっとあれなのかもしれませんけれども、町長にしようか、教育長にしようかと思って迷ったのです。というのは、国道なのですけれども、道路構造上の問題もありますので、これを教育長に言うにはちょっと酷なのかなと。今この質問には234号線、234号線に通じる1区から7区のほうに入ってくる道についても、これは境界がはっきりしないのですよね。国道と道道の関係で、1区のほうから7区に渡ってくる道路は、道は道道なものですから、それを渡ってこなければならぬと。それで、子供によっては234号線のほうまで来て、それでぐるっと渡っていくと。その234号線の歩道も正直どこから行っていいのか、大人でもどこを歩いていいのか分からないというところが多いです。

それで、今教育長の答弁によりますと、道路の安全点検を行っているという話はあったのですけれども、これは道路構造を含めて非常に難しい問題もありますので、教育委員会だけに任せるのは私は無理だなと。先ほども言いましたけれども、そう思っております。そんな関係で、これについての答弁はいいので、理解だけしておいていただきたい。というのは、1区のほうから7区のほうに通学してくるときに、どこを渡るのだと。ちょうどセイコーマートのところから、ずっと向こうの踏切に当たっては歩道は一つもないし、1区の子供が道路を渡ってくるのに歩道がないところを渡ってきているのか、それとも27

4まで歩いてきて、そこで道路を渡ってくるのか。その渡るところが冬になると、どこを歩いていか分からないという状況が非常に続いていると。その辺のところも少し理解していただいで点検を、今後点検する場合には教育委員会だけで行っているわけではなくて、多分町の建設水道課辺りも一緒に回っているのかなとは思いますが、その辺の点検を十分考慮して、事故が起こってからではどこに問題があるのかちょっと分からなくなるようなこともありますので、私はこれを一般質問したわけですが、提起だけしておきたいなというふうに思っておりますので、その辺でひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。この件については、答弁は要りません。その辺を考へて、今後の安全点検について協議していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時24分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

答弁はよろしいですか。

町長

○町長（松村 諭君） 私のほうから、ちょっと補足でお答えをさせていただきます。

議員ご指摘の冬期間の除雪体制、これは道路管理者が北海道と開発局ということで異なるものですから、その辺の線引きがどこになるのかという問題もありますし、また今年の積雪量が町内では4.8メートルということで、例年の1.2倍から3倍ぐらいの大変な雪だったということでもありますので、その辺は連携もできていないし、除雪作業が追いつかなかったという、そういった事例もあると思ひますが、実はこのご指摘の歩道につきましては町内の企業のほうからも従業員が出勤するときに歩道を歩いて会社まで行くのに大変だという、そういった要請を受けまして、岩見沢道路事務所のほうにできるだけ早い時間の除雪作業を依頼をしたところであります。この問題につきましては、北海道の土木部、さらには道路事務所のほうにきちんと要請をして、児童生徒の安全な通学のために対応していきたいと思ひしております。

なお、国道234号線の安全対策につきましては、これはもう空知管内全市町で対応しております総合開発期成会でも毎年のように国土交通省のほうに要望しておりますし、私も毎年11月に国土交通省北海道局のほうにこの234号線の安全対策ということで要請をしているところでありますので、ご指摘の事項についてはしっかりと要望をして安全対策を徹底していくようお願いをしたいと思ひしております。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○9番（後藤篤人君） 分かりました。よろしくお願ひします。

どうもありがとうございました。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第5、一般質問を終わります。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分  
再開 午前10時40分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第6、議案第1号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行及び国保税算定の基礎となる基準所得の確定などに伴う税率の見直しなど所要の改正を行おうとするものであります。

なお、このたびの条例の一部改正につきましては、去る6月2日に開催されました由仁町国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申をいただいております。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中道康彦君） 議案第1号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

このたびの改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う課税限度額の引上げ及び国民健康保険事業納付金の減額並びに基準所得の確定などに伴い、保険税の税率を引き下げようとするものであります。

説明は新旧対照表で行いますが、改正内容を簡略化して一覧にしたものを議案第1号資料1として手元に配付しておりますので、併せて御覧ください。

それでは、議案第1号資料2の新旧対照表を御覧願います。右側が現行、左側が改正案であります。

第2条は課税額で、地方税法施行令の一部改正に伴い、第2項では基礎課税額の限度額63万円を65万円に、第3項では後期高齢者支援金等課税額の限度額19万円を20万円に引き上げるものであります。この改正により介護納付金課税額を含めました限度額の合計は、99万円から102万円に3万円引き上げとなるものであります。

第3条は国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額で、基礎控除後の総所得金額に乗じる率を100分の8.00から100分の7.60に0.4%引き下げるものであります。

第5条は国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額で、被保険者1人当たりの均等割額を3万2,000円から2万7,000円に5,000円引き下げるものであります。

2ページをお開き願います。第8条は介護納付金課税被保険者に係る所得割額で、基礎控除後の総所得金額に乗じる率を100分の1.50から100分の1.40に0.1%引き下げるものであります。

第9条の2は介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額で、被保険者1人当たりの均等割額を1万円から9,000円に1,000円引き下げるものであります。これらの改正により後期高齢者支援金と課税額も含めました所得割額算出において乗じる率の合計は、100分の11.6から100分の11.1に0.5%引き下げ、被保険者1人当たりの均等割額合計は5万1,000円から4万5,000円に6,000円引き下げとなります。

第23条は国民健康保険税の減額で、第1項、本文は第2条の限度額引下げに伴う改正であります。第1号は、いわゆる7割軽減に係る規定でありまして、3ページを御覧願います。アにつきましては基礎課税額の均等割額、オにつきましては介護納付金課税額の均等割額で、第5条及び第9条の2の改正に伴い、アにおきましては2万2,400円を1万8,900円に、オにおいては7,000円を6,300円に引き下げるものであります。同じく第2号は5割軽減に係る規定で、アにおきましては1万6,000円を1万3,500円に、4ページをお開き願います。オにおいては、5,000円を4,500円に引き下げ、第3号は2割軽減に係る規定で、アにおいては6,400円を5,400円に、オにおいては2,000円を1,800円に引き下げるものであります。第2項は未就学児に係る均等割額の軽減で、5ページをお開き願います。アは、7割軽減世帯の均等割額で4,800円を4,050円に、イは5割軽減世帯で8,000円を6,750円に、ウは2割軽減世帯で1万2,800円を1万800円に、エは軽減世帯以外の一般世帯で1万6,000円を1万3,500円にそれぞれ引き下げるものであります。

附則第3項は、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例で、条文中の文言を整理するものであります。

最後に、附則といたしまして、第1条は施行期日で、この条例は公布の日から施行しようとするものです。

第2条は適用区分で、改正後の条例は令和4年度以後の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までは従前の例によるものとしてあります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。



(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長(熊林和男君) 日程第7、議案第2号 令和4年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第2号 令和4年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業費の追加及び新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増額、ゆにガーデンなどの修繕工事費の計上など、歳入では町税及び事業実施に伴う補助金等の増額及び町有地売払収入の計上などが主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 副町長

○副町長(田中利行君)

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 令和4年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（熊林和男君） 日程第8、議案第3号 令和4年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 令和4年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では北海道への納付金の減額、歳入では税率改正に伴う保険税及び一般会計繰入金の減額並びに財政調整基金繰入金の追加などが主なものであります。

なお、この補正予算案につきましても議案第1号同様、由仁町国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申をいただいております。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 令和4年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第9、議案第4号 令和4年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 令和4年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費を計上するものであり、その財源を一般会計から繰り入れるものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（熊林和男君） 建設水道課長
- 建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。  
討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。  
これから採決を行います。  
議案第4号 令和4年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（熊林和男君） 日程第10、議案第5号 令和4年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 令和4年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では過年度分の水道料金還付金を計上するものであり、歳入では議案第4号と同様の理由により、その財源を一般会計から繰り入れるものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（熊林和男君） 建設水道課長
- 建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。  
討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。  
これから採決を行います。  
議案第5号 令和4年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（熊林和男君） 日程第11、議案第6号 令和4年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 令和4年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では医師住宅改修工事費の計上と医療用機材を購入するものであり、歳入ではこれらの財源となる一般会計繰入金が増額が主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○診療所事務長（桐越佳世君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和4年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（熊林和男君） 日程第12、議案第7号 令和4年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第7号 令和4年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、医療用機材を購入するものであり、歳入ではこれらの財源となる一般会計繰入金が増額が主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○診療所事務長（桐越佳世君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 令和4年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号ないし日程第15 議案第10号

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

日程第13、議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、日程第

14、議案第9号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更について、日程第15、議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更については関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

議案第8号、議案第9号、議案第10号を一括議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) ただいま一括上程されました議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更について、議案第9号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更について、議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、上川中部福祉事務組合の加入に伴い、関係組合の規約変更について協議するため、議会の議決を得ようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 総務課長

○住民課長(河合高弘君) それでは、一括上程されました議案第8号から第10号について内容の説明をいたします。

このたびの規約の変更は、これらの組合におきまして令和4年4月1日に設立された上川中部福祉事務組合が新たに加入することによるものであります。

改正部分の説明は新旧対照表で行いますので、初めに議案第8号資料を御覧ください。北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更であります。右側が現行の規約、左側が改正案となっております。

別表第2号の改正で、上川管内の項、一部事務組合及び広域連合の欄に上川中部福祉事務組合を加えるものであります。

附則であります。改正規約は総務大臣の許可の日から施行するものであります。

続きまして、議案第9号資料を御覧ください。議案第9号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更であります。

別表第1の組合を組織する地方公共団体であります。左欄の改正案では上川総合振興局の項、市町村一部事務組合及び広域連合の欄に上川中部福祉事務組合を加えるものであり、括弧内の構成団体数が1つ増えて31へ変更するものであります。

続きまして、別表2であります。共同処理する事務、9、地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害または通勤による災害に対する補償に關す



る事務の項、共同処理する団体の欄におきまして上川中部福祉事務組合を加えるものであります。

附則であります。改正規約は北海道知事の許可の日から施行するものであります。

続きまして、議案第10号資料を御覧ください。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更であります。

こちらは、別表第1に上川中部福祉事務組合を加えるものであります。

附則であります。改正規約は総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時44分  
再開 午後 1時30分

- 議長(熊林和男君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第16 議案第11号

- 議長(熊林和男君) 日程第16、議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長

- 町長(松村 諭君) 議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、現在固定資産評価審査委員会委員であります井内猛氏の任期が令和4年7月9日をもって満了となります。

井内氏は、固定資産の評価に対する識見と公平性を有しており、固定資産評価審査委員として適任であると考えておりますので、引き続き委員として選任いたしたく提案した次第であります。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

- 議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条第1項の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（熊林和男君） 起立全員であります。

よって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

◎日程第17 会議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第17、会議案第1号 議員派遣についてを議題といたします。

事務局長に会議案の朗読をさせます。

○事務局長（泉 陵平君） 会議案第1号 議員派遣について。

議員の派遣について、次のとおり承認を求める。

令和4年6月15日提出。提出者、由仁町議会議員、羽賀直文、賛成者、由仁町議会議員、大竹登。

「記載省略」

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

この会議案第1号につきましては、ただいまの朗読でお分かりのこととしますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

会議案第1号 議員派遣については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第18 会議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第18、会議案第2号 由仁町議会の議員定数に関する審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

事務局長に会議案の朗読をさせます。

○事務局長（泉 陵平君） 会議案第2号 由仁町議会の議員定数に関する審査特別委員会の設置について。

由仁町議会委員会条例第5条第1項の規定によって、由仁町議会の議員定数に関する審査特別委員会を設置する。

令和4年6月15日提出。提出者、由仁町議会議員、後藤篤人、賛成者、由仁町議会議員、早坂寿博、賛成者、由仁町議会議員、羽賀直文。

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 提案理由の説明を求めます。

後藤君

○9番（後藤篤人君） 提案理由を申し上げます。

由仁町議会議員定数は、平成19年に10名と定めて以来15年間、任期では4期にわたり見直しを行っておりません。一方で、この間に当町の人口は約25%減少している実態があるなど社会背景にも変化が見られるところでもあります。議員定数は、民主主義及び地方自治の根幹をなす重要な機能を果たすものであり、現状における適正な議員定数について議論する場の設置が急務であることから、このたびの提案をするものであります。

議員各位のご賛同を賜り、提案どおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。提案理由といたします。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

大竹君

○8番（大竹 登君） ただいま提案の特別委員会設置について、何点かお尋ねをいたします。

今特別委員会の設置につきましては、同趣旨の委員会が今任期中に廃案になった経緯もあります。このたびの提案に至る経過とその緊急性、必然性について、どのような検討をなされて提案をされたのかお尋ねをいたします。

2点目、①は今特別委員会の設置につきましては、その定数の現状、増減について審議するというふうな事前における説明ではなされております。昨今の地方議会を取り巻く状況では、成り手がなく、議員歳費が低い、議員兼職の是非、現役年代専門議員への年金加入制度の是非などについての論議も一方ではなされていると聞いております。そうしますと、議員定数について審議する場合、例えば女性枠、青年枠についての特別枠設置等についての是非も含め、増減だけではなく検討する必要もあると考えますが、どのように考えておられるのか。

②につきましては、審議を進めていく過程で、その関連で財政状況や地方交付税、町の自主財源、議会費などについての審査も必要と思いますが、求めれば資料の提供や審査を

行っていただけなのか。

③につきましては、審議を進める上での調査、研究、視察、研修などについては十分保障していただけるのか。

大項目の（３）につきましては、任期の残り期間から見て、かなり過密な審議の日程が予測されますけれども、その場合、審議未了のまま採決を強行することなく、議員提案に際しては意見不一致も生ずるかと思えますけれども、その際には審議を尽くし、全会一致を目指して努力していただきたいと考えておりますけれども、どのようにお考えなのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○９番（後藤篤人君） 答弁する前にお伺いしたいのですけれども、この議会において１つの提案の質問については３問までというふうになっておりますけれども、今回も３問まででいいということであれば、今大竹議員の言われたのが何本あったか、ちょっとあれですけれども、３問を超えるのですけれども、それについてはどのように考えられているのか。ちょっと出席議員で諮っていただきたいと思うのですが。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午後 １時４１分

再開 午後 １時４５分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

後藤君

○９番（後藤篤人君） 先ほどちょっと質問が多過ぎて、どれがどうだったか、ちょっとはっきりしていないのですけれども、今分かる範囲でお答えしたいと思いますので、もし何かあればまたお聞きいただきたいと思います。

経過報告なのですが、私どもで提案に至るこの任期中に２回の特別委員会の設置、昨年は廃案となりましたが、提案したことにつきましては議員皆さん承知の話だと思っております。しかし、残念ながら議員定数に関する今後の方向性を示すまでに至っておりません。そして、何らかの考え方を示すことが私どもの責務であると考えているところであります。先ほど提案理由で述べましたとおり、現状における適正な議員定数について議論する場の設置が急務であることから、この提案に至ったものであります。

次に、これも昨年の特別委員会の設置案が廃案となったところでありますけれども……失礼しました。ちょっとお待ちください。繰り返し何回も言うようでありますけれども、私どもは考え方を示すために、その考え方についての議論を議員の方々とやりたいということで物を考えておりますので、議員定数についてとか委員会の設置の見直しについてという今まで議論が必要だということで提案申し上げてきましたけれども、その議論が必要でないというのであればあれなのですけれども、私はその議論については皆さんと相談申

し上げるべきだというふうに考えておるところであります。

あと何かありましたら、ちょっと聞いていただきたいと思います。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○8番（大竹 登君） 何点か答弁漏れがあると思うのですけれども、状況について審議するというのは結構かとは思いますが、その際の議員からいろいろ関連して求められた議案については取り上げて審議するという姿勢で臨んでいただけるのかどうか。

それから、定数の問題につきましては、さらに私の質問でも申し上げましたようにただ現状、増減だけではなくて、今女性の進出やら青年の議会に出る機会とか、そういうことも含めてどうあるべきかという、ただ定数だけに絞られて賛成か反対か現状維持かという、そういう審議の内容だけでは不十分だと思いますので、その点についての基本姿勢を伺いたいということで質問したわけですので、それと関連する財政問題やら、そういうことについても資料の提出やら検討をきちっとしていただけるのかどうかということについてのあれですので、できるならできる、できないならできないというふうに答えていただければ、私はそれで結構であります。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○9番（後藤篤人君） 今の意見なのですけれども、今の意見について私は大竹議員個人の考え方でないかなど。女性議員の問題、若者がこの議会に出てこないという問題、そういう問題があるのは私どもも十分知っております。ですけれども、そういう枠を採用できるのかできないのか、それは法律に触れないのか、そういうことも考えていかなければならない問題でありますので、もしやってほしいというのであれば、特別委員会をつくったときに提案していただければ検討はしたいというふうに考えております。ただ、これは9人の定数の議員皆さんで考えることでありますので、私がここでやりますという話でもないですし、あくまでもそれは委員会をつくって検討していただければいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○8番（大竹 登君） 分かりました。公平で民主的な運営をしていただくことを求めまして、私の質問を終わります。

○議長（熊林和男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

会議案第2号 由仁町議会の議員定数に関する審査特別委員会の設置については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(熊林和男君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

したがって、議長を除く議員9名により由仁町議会の議員定数に関する審査特別委員会として設置されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員の指名については、由仁町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、委員の指名は議長において行いますので、その結果を事務局長から発表させます。

○事務局長(泉 陵平君) 発表いたします。

議席順に申し上げます。1番、大島敏弘議員、2番、羽賀直文議員、3番、早坂寿博議員、4番、加藤重夫議員、5番、浮田孝雄議員、6番、佐藤英司議員、7番、平中利昌議員、8番、大竹登議員、9番、後藤篤人議員。

以上でございます。

○議長(熊林和男君) ただいまの指名についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9名の議員を由仁町議会の議員定数に関する審査特別委員会の委員に決定をいたしました。

休憩いたしますので、休憩中に委員長及び副委員長を選任し、議長まで報告願います。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時01分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎由仁町議会の議員定数に関する審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出

○議長（熊林和男君） 休憩中に由仁町議会の議員定数に関する審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出が行われ、その結果、委員長に後藤君、副委員長に早坂君であります。

由仁町議会の議員定数に関する審査特別委員会は、その目的と事項について活動期間の間、審議等をお願いいたします。

◎日程第19 意見書案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第19、意見書案第1号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

事務局長に意見書案の朗読をさせます。

○事務局長（泉 陵平君） 朗読いたします。

意見書案第1号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年6月15日提出。提出者、由仁町議会議員、大竹登、賛成者、由仁町議会議員、羽賀直文。

内容につきましては別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

この意見書案第1号につきましては、ただいまの朗読でお分かりのこととしますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） これから採決を行います。



意見書案第1号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 意見書案第2号

○議長(熊林和男君) 日程第20、意見書案第2号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書についてを議題といたします。

事務局長に意見書案の朗読をさせます。

○事務局長(泉 陵平君) 朗読します。

意見書案第2号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書について。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年6月15日提出。提出者、由仁町議会議員、大竹登、賛成者、由仁町議会議員、羽賀直文。

内容につきましては別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

この意見書案第2号につきましては、ただいまの朗読でお分かりのこととしますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) これから採決を行います。

意見書案第2号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議会運営委員会の閉会中の審査について

○議長（熊林和男君） 日程第21、議会運営委員会の閉会中の審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり閉会中の審査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の審査に付することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（熊林和男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和4年由仁町議会第2回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎閉会 午後 2時06分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長                      熊 林 和 男

5 番議員                浮 田 孝 雄

6 番議員                佐 藤 英 司